

平成30年度 第4回富田林市都市計画審議会 議事録

平成31年3月20日開催

市役所2階 全員協議会室

○内容

- ・議第1号 富田林市都市計画マスタープランの改定について（付議）

○富田林市都市計画審議会委員

・出席委員

置田 修、山元 直美、土井 廣和、浅岡 均、増田 昇、草尾 勝司、西川 宏郎
高山 裕次、京谷 精久、岡田 英樹、伊東 寛光、吉年 千寿子、西尾 進

・欠席委員

吉村 善美、鈴木 憲、佐久間 康富、川谷 洋史、山本 剛史、川上 浩、尾花 英次郎

○事務局

・まちづくり政策部

皆見 貴人、森木 和幸

・まちづくり政策部 まちづくり推進課

仲野 仁人、尾崎 竜也、福元 研一、加茂 武、岡本 一朗

《事務局：尾崎》

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、只今から平成30年度第4回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、まちづくり推進課の尾崎でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、配席図、議案書、資料を用意させていただいております。配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。

本日は、委員総数20名中、現在12名にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数をみたしておりますことをご報告させていただきます。なお、吉村委員、鈴木委員、佐久間委員、川谷委員、山本委員、川上委員、尾花委員におかれましては、本日はご欠席との連絡、また、高山委員におかれましては、少し遅れての参加との連絡をいただいております。

ご承知のとおり、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開することとなっておりますので、あらかじめご了承願います。

では、議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。ご発言の際には、マイクのボタンを押していただいておりますようお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては増田会長にお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

皆さん、おはようございます。ご出席を賜りましてありがとうございます。

只今より、平成30年度第4回富田林市都市計画審議会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、議事録署名人ですけれども、本日は置田副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではお手元の会議次第に基づきまして、会議を進めさせていただきたいと思います。本日は案件が1つでございます。議第1号「富田林市都市計画マスタープランの改定について」、これが付議案件でございます。これまで過去6回に渡って議論をしてきたことが取りまとまったという状態でございます。事務局から説明の程よろしくお願いいたします。

《事務局：加茂》

まちづくり推進課の加茂と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号「富田林市都市計画マスタープランの改定について」、説明します。お手元の資料では、1ページになります。

まず、本日の説明内容についてですが、はじめに、都市計画マスタープランについて、また、これまでの経過と、計画（素案）の構成について、改めて説明させていただき、その後、今年1月に実施いたしました、計画（素案）に対するパブリックコメントについて、また、今後の予定について、要点を抜粋の上、説明させていただきます。

まず、「都市計画マスタープラン」についてですが、都市計画マスタープランは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、まちづくりの具体的な指針など、ご覧の役割を持つものでございます。

次に、本市における都市マスの策定状況としましては、平成10年に第1次都市マスを策定。平成19年に第2次都市マスに改定したのち、平成26年に時点修正を行っており、今回は、第2次都市マスが計画期間を満了したことから、これまで第3次都市マスへの改定を進めてまいりました。

次に、計画期間については、概ね20年後を展望しつつ、10年間としており、本市全域が計画対象区域となっています。

次に、これまでの経過についてですが、計画を改定するにあたり、現状と動向、また、市民意向を整理し、それらをもとに、これまで計画の内容を検討してまいりました。

また、前回の審議会では、昨年9月に実施いたしました、計画の概要に対する住民説明会の結果について報告させていただくとともに、パブリックコメントを実施するにあたっての計画（素案）についてご審議いただきました。

本日は、計画（素案）の構成について、改めて説明させていただき、その後、計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について報告させていただきます。

まず、計画（素案）の構成についてですが、都市マスは、「現状と課題」、「全体構想」、「地域別構想」、「計画の推進にあたり」で構成しております。

まず、「現状と課題」では、市の現状と動向、近年の社会情勢、国・府の動き、市民意向などを示すとともに、それらをもとに整理いたしました「まちづくりの課題」として、「都市機能の確保」、「産業機能

の増進」、「住みたい・住み続けたい住環境形成」、「交通ネットワークの充実」、「歩いて暮らせるまちづくり」、「災害等に強いまちづくり」、「みどりの保全と活用」、「地域資源の保全と活用」、「都市環境等の保全と向上」、「協働のまちづくりの推進」、以上、10点の「課題」を示しております。

次に、「全体構想」では、市全体のまちづくりについて示しており、「まちづくりの課題」などを踏まえた「まちの将来像」や「目標」、「まちづくりの方針」などで構成しております。

まず、「まちの将来像」については、「歴史・文化・自然が調和する都市 富田林 ～次世代に繋ぐ安全・安心・快適なまち～」としており、「まちの将来像」を実現するための「まちづくりの目標」として、「都市の活力あふれる持続可能なまちづくり」、「あらゆる世代が住みたい・住み続けたいまちづくり」、「安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」、「寺内町や石川などの地域資源を活かしたまちづくり」、「みんなで手を取り合う協働のまちづくり」、以上、5点の「目標」を示しております。

また、「将来像」、「目標」を踏まえた「まちづくりの方針」として、「土地利用の方針」、「交通施設の方針」、「市街地・住宅地の方針」、「公園・緑地の方針」、「上下水道・河川の方針」、「その他公共施設等の方針」、「防災・防犯の方針」、「自然環境・環境保全の方針」、「景観形成・地域資源活用の方針」、以上、9点の「方針」を示しております。

次に、「地域別構想」では、市域を「北部地域」、「中部地域」、「東部地域」、「中南部地域」、「東南部地域」、「西南部地域」、「金剛地域」、「金剛東地域」、以上、8つの地域に区分した上で、各地域の実情に応じた将来像や目標、地域づくりの方針を示しております。

最後に、「計画の推進にあたり」では、計画を推進するための行政・市民等の役割や、計画の進行管理の方針を示しております。

以上で、計画（素案）の構成についての説明を終わります。

次に、計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について説明します。

パブリックコメントは、1月4日から1月31日までの約1ヶ月間実施いたしました。実施にあたっては、市内の各公共施設（18カ所）、及び、ウェブサイトには計画（素案）を配置し、広報誌、ウェブサイトにおきまして、広く周知を図りました。期間中には、1件のご意見が寄せられ、ご意見に対する市の考え方を整理いたしましたので、順に説明させていただきます。

まず、ご意見の内容としましては、「全体構想」の「公園・緑地の方針」と「自然環境・環境保全の方針」の両方に緑地についての記載がありますが、緑地についての記載は一つの方針に統合してはどうか。

また、近年、緑地の中に都市農地の考えが含まれるようになったことから、現在、「自然環境・環境保全の方針」に包含されている農地の記載についても、「公園・緑地の方針」に統合してはどうか、という意見でございました。

ご意見に対する市の考え方としましては、「公園・緑地の方針」には、都市において整備や維持・管理を図る緑地について記載し、「自然環境・環境保全の方針」には、山林や里山、農地等、自然環境を中心とした緑地について記載してはありますが、市民への分かりやすさを考慮し、緑地・農地についての記載を「公園・緑地の方針」に統合し、方針名を「公園緑地・農地の方針」に変更します。

また、「自然環境・環境保全の方針」については、循環型社会や低炭素社会の推進、また、環境美化を中心とした内容となることから、方針名を「環境保全の方針」に変更したいと考えております。

計画の体系図で説明しますと、今回のご意見の反映により、「まちづくりの方針」のうち、「公園・緑地の方針」が「公園緑地・農地の方針」に変更となり、「自然環境・環境保全の方針」が「環境保全の方針」に変更となります。

針」に変更となります。

なお、こちらのご意見と市の考え方につきましては、ウェブサイトにも掲載をさせていただいております。以上で、パブリックコメントについての説明を終わります。

最後に、「今後の予定」について説明します。

前回の審議会後、今説明させていただいたとおり、パブリックコメントを実施し、いただきましたご意見を踏まえ、改めて計画（案）を整理し、本日は、議案として付議させていただいております。また、本日の審議会での議を経て、今月中に改定を行う予定でございます。

なお、改定後は広報誌やウェブサイトにて広く周知を行うとともに、改定都市マスに基づき、今後のまちづくりを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議第1号「富田林市都市計画マスタープランの改定について」の説明を終わります。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。只今説明を受けました、議第1号「富田林市都市計画マスタープランの改定について」、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、京谷委員どうぞ。

《京谷委員》

凄く良くやっているといると思うんですけども、前に議会でも質問させていただいたことなんですけれども、都市計画マスタープランの中に、持続可能なまちづくりへの対応という形で5ページには書かれてはいるんですけども、人口動態とかですね、人口減少による少子高齢化対策の中で、全体として将来的にこの10年の間に人口が減少する予測があるわけですよ。目標・方針を出される中で、全体としての人口動態が減少することで、修正をどういう風に掛けていかれるのか。人口減少は将来的にも避けられない状況なので、そこら辺がちょっとまだよく分かっていないところがあって、見直しをどういう形で掛けていくのか、または、ある意味では戦略的に縮んでいくことに対して、どういう対応をしていくのか、そこら辺をもし今言える部分があったら教えていただきたいなと思うんですけども。

《議長：増田会長》

はい、事務局いかがでしょうか。人口動態等に応じて、都市マスの修正なり、可変性っていうのをどう含んでいるのかという話ですけども、いかがでしょうか。

《事務局：加茂》

都市計画マスタープラン（案）の107ページの方に、計画の進行管理について記載をさせていただいております。この計画期間の10年間の中で、計画の中間時点の概ね5年を目途に、その時の進捗等に応じて見直しを行う旨を記載させていただいております。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。従来までは10年ひと昔みたいなことは言われていましたけれども、かなり動き

が激しいものですから、5年に一度中間評価をして、ある一定の見直しをしていくという方針だということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

《京谷委員》

はい、ありがとうございます。

全体としての計画、それぞれ地域別も出しているんですけども、特に人口減少が当然地域によっては下がってですね、人口減少が激しい地域、調整区域が多いところとか、高齢化が進行しているところとかの、たぶん把握はされていると思うんですけども、そこら辺が計画の中にどのように織り込まれているのかも教えていただけたらいいんですけども。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。事務局の方どうぞ。

《事務局：仲野》

先ほどの意見と被るんですけども、例えば第2次都市マスの中で、関連する計画ですね、あのときには農業の方の計画が変わったんですけども、そのときに時点修正をさせていただいております。それは大きく土地利用が変わったということを踏まえて時点修正をさせていただいているんですけども、今回も一応この記載の中では概ね5年という表現をさせていただいておりますけども、そういう社会情勢の大きな変化、例えば市の中での関連計画が大きく変わるとか、そういうところと併せて当然土地利用っていうのも変わってくると思っておりますので、その都度都度に併せて土地利用方針を変えていって、その中で先ほど言った地域別にどういう風に反映していくかっていうのも併せて検討していきたいと考えております。以上です。

《議長：増田会長》

いかがでしょうか。たぶん概要版の3ページ目の全体構想を見ると、この都市マスそのものがやはりまちの将来像の中で、人口減少・少子高齢化が進む中であって、持続可能なまちづくりに取り組むというのが大目標に掲げられていて、ダイレクトに京谷委員が仰ってる辺りはたぶん2番の辺りで、あらゆる世代が住みたい・住み続けたいまちづくりという話の中で、空き地や空き家の有効活用とか、若者が働くための職住近接のまちづくりとか、そういう辺り、あるいは定住とか子育てですね、この辺りの施策展開をしていくというのを少子高齢・人口減少の中で掲げているということだと思っております。よろしいでしょうか。

《京谷委員》

ありがとうございました。要望だけちょっとさせていただいたら。たぶん今まで経験したことのないようなこの10年くらいの変化があると思うので、人口減少というのは、本市の場合は大体1年間で千人が減少しているという状況が10年程続いているんですけども、今会長仰っていただいたように、そういう要素も加味した上で全体構想とか地域別構想も作られてると思うので、柔軟に出来るだけ動向に合わせて対応していただいて、よろしく願いしたいなと思います。

《議長：増田会長》

ご要望ということで、やはりこれから人口減少というのが目に見えてくると思いますので、それにちゃんと適切に対応しながら、展開をするようにというご要望をいただきました。ありがとうございました。他いかがでしょうか、はい、西尾委員どうぞ。

《西尾委員》

前回質問させていただきました内容から見解をお伺いしたいと思います。41ページに大阪南部高速道路の整備ということで、これ前回内容が織り込まれてなかったので入れていただくようお願いしたところ、内容を入れていただいたのですが、ここに書いてありますように、事業化に向けて関係機関に要望を行いますということですが、はっきり申し上げて富田林市はそんなに関心がないのか、河内長野市とか河南町の武田町長なんかは一生懸命あちこちで喋っているのを聞いていますけど、どのような形で作るのかと。ここにも書いてありますが、災害時における緊急交通路としての位置づけをされたのなら、今現状、関係機関、近接市町村等、どのような話し合いをされているか、その辺お聞きしたいと思います。

それからですね、地域幹線道路等の整備について、そこに（府道）富田林狭山線、歩道整備事業等の実施に向けて関係機関へ要望を行いますとなっていますけれども、私6年前からですね、促進対策協議会ということで、富田林土木事務所とお話させていただいてるんですけど、全然その歩道の進展がないと。道によっては自転車が行くのに車と接触するような場所がたくさんあります。これは富田林狭山線だけに限らず、他の道路もそうだと思うんですけど、その辺は今どういう風な考えでまちづくりを構想されているかということでお聞きしたいと思います。

それから、47ページですね、長期未着手の区域について、必要性、代替性、実現性等の見直し評価を踏まえ整備を促進しますというようなことですが、前回のときにですね、私たちの住んでいるまちに空き地がいっぱいあるわけですが、これは土地区画整理事業の中での空き地というよりも生産緑地があるわけですが、これを将来的にどうするかということをきちっと都市計画審議会の方で議論されたらどうかと思いますけど、まずお尋ねしたいのは2点でございます。よろしくお願いいたします。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。41ページのところと47ページのところで少しご質問が出ておりますけれどもいかがでしょうか。はい、事務局よろしくお願いいたします。

《事務局：皆見》

まちづくり政策部の皆見でございます。

まず、大阪南部高速道路の件についてご説明させていただきます。大南高につきましては、現在、大阪南部高速道路事業化促進協議会という団体を立ち上げまして、会長市が河内長野市、副会長市として富田林市と河南町の市町で構成されております。そういう中で、先月2月にも近畿地方整備局長に要望書を提出するなど、国・府に対して、今現在要望活動を行っております。この要望活動がすぐに実際の事業に繋がるかというのはなかなか難しいところではございますけれども、粘り強く続けることで事業化に向かっていくのではないかと考えております。

次に、地域幹線道路の整備に関することでございますけれども、国道・府道の整備につきましては、毎年、国・府の要望の中で要望書を提出しております。また、府議会委員との意見交換会の中でも、西尾委員仰っていました府道の整備につきまして要望を行っているところでございます。ただ、歩道整備ということになれば用地買収等も絡みますことから、なかなか今現在としては事業化が進んでいない状況でございますけれども、市としては粘り強く大阪府に要望をしまいたいと考えております。まず2点ご報告させていただきます。以上です。

《西尾委員》

今のが1点で、もう1点が長期未着手の空き地の整備を促進しますとなっておりますけれども、それについてお答えしてください。

《事務局：加茂》

47ページの1)①の2つ目のところだと思うんですけども、この長期未着手の区域といいますのが、都市計画決定されている都市計画公園であったり、都市計画緑地についての記載でありまして、生産緑地であったり、空き地についての記載とは違うところをまず1点お答えさせていただきます。

生産緑地につきましては、次の48ページの農地の方針の一番下のところで記載をさせていただいてありまして、近年の法改正にありますように、生産緑地をはじめとする都市農地につきましては、都市にあるべきものというように位置づけが転換されておりますので、本市としましても引き続き農政部局を中心に、生産緑地を保全する取り組みというものを継続していきたいというように考えております。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

《西尾委員》

前回お話をさせてもらったと思うんですけども、生産緑地についてはそれなりの理由があって決定されたものだからいいんですけど、まちの一番中心となる部分が空き地のまま30年以上放置されているわけなんですね。それが長期未着手という形になるのかは別にして、私はどうこうしてということではなくて、そういう都市計画をしながら、まちの顔となる部分の発展を阻害しているという、持っている方には失礼なんですけど、まちの発展が、まちづくりができないということについて、行政としてどう考えておられるかということですね。その辺返答をちょっと知りたいんです。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか、事務局。

《事務局：仲野》

西尾委員仰ることもよく分かるんですけども、特に開発された区域の中での換地のところの残ったところが生産緑地になっているということやと思うんですけども、なかなか法律の壁っていうのもあって難しいところはあるんですけども。ただ、今回人口減少とか色んな中で生産緑地法が改正されましてね、

その生産緑地を有効に活用しようではないかっていう風な形で法律の方もシフトしてきています。今まで生産緑地っていうのはなかなか他人に貸したりっていうのが出来なかったっていうところがあるんですけども、今回この法改正によって、農業の方も後継者不足とか色んな問題があってね、そういうところで先ほど仰ったみたいに未利用地になっていくのがこれからもっと増えていくのではなかろうかっていうところで、農業生産法人であったり色んな方が生産緑地を借りて営農できるっていうのも今回の法改正の中で含まれてます。というところも踏まえましてね、市として農政部局、都市計画部局が連携して、どういうまちの将来像がいいのかなっていうところも併せて考えていきたいなと思っております。ただ、どうしても個人の所有権っていうのが一番強いので、なかなか難しいところはあるんですけども、そこは色々な話がこれから検討していく中でできるのかなと思っております。以上です。

〈議長：増田会長〉

よろしいでしょうか。

〈西尾委員〉

はい、了解できませんけど、よく分かりました。

〈議長：増田会長〉

はい、他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。何点か要望とご質問等がございましたけれども、質問がこれで終了いたしましたらお諮りしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。はい、それでは議第1号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

〈各委員〉

異議なし

〈議長：増田会長〉

はい、ありがとうございます。異議なしというお答えでございますので、議第1号「富田林市都市計画マスタープランの改定について」、原案どおり可決をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。今日は予定していた案件はこの1件でございます。よろしいでしょうか、事務局何かその他ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。委員の皆様方も特にありませんでしょうか。

〈西尾委員〉

直接、都市計画審議会には関係ないかもしれませんが、私ちょっと今日資料を持ってきてるんですけど、淡路市、これの人口が4万5千人なんです。にも関わらず国がですね、何百億円も使って地域プロジェクトをやっておられるんですね。ですから富田林市もですね、小さなことからコツコツとやるのもいいんですけど、やっぱり夢のある都市計画をしていただきたい。また追い追いかけてお話をさせていただきます。よろしくお願ひします。

《議長：増田会長》

資料提供といいますか、情報提供と要望というところでございます。ありがとうございます。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

これをもちまして平成30年度第4回富田林市都市計画審議会を終了したいと思います。どうも、ありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

《事務局：皆見》

それでは、閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は年度末の大変お忙しい中、審議会にご出席をいただき、また、2年を掛けまして取り組んでまいりました「富田林市都市計画マスタープランの改定」につきまして、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、都市計画マスタープランは、本市の「都市計画に関する基本的な方針」を示すものであり、この中でお示ししております将来像の実現に向け、今後更に、市民の皆さんや関係機関とも連携し、各種施策に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、今後も本市の都市計画行政にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。